

【憲法】

[出題趣旨]

地方分権に係わる立法作業が一段落した現在、文字通り「地方の時代」を迎え、日本国憲法における民主主義の一翼を担うものとしての、地方自治の重要性がますます高まっていることをふまえた上での出題である。

設問前半では、地方自治体が制定する民主的基礎を持つ自主立法としての「条例が、憲法に違反するかどうか」が問われている。この点、新しい論点を含む事例が素材となっており、事実関係も複雑に表現されているが、論じるべき問題は、地方自治の本旨を憲法全体の中でいかに把握するか、それをふまえた法律と条例との関係、条例と法の下での平等、平等における違憲審査基準の問題などきわめて基本的なことからである。以上を、憲法論として論理的に矛盾なく論じること、そこで選択した違憲審査基準を、設例に示された条件に具体的にあてはめることが肝要である。

設問後半では、転入届不受理という、住民登録に係わる自治体の対応について問うている。アップ・ツー・デートな問題であるが、本問では、単に居住移転の自由の制限の問題にとどまらず、住民登録制度は、納税や選挙権の付与の決定などに係わっていることにも留意して論ずることが要請される。